

# 第3章 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

## 第1節 豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組の推進

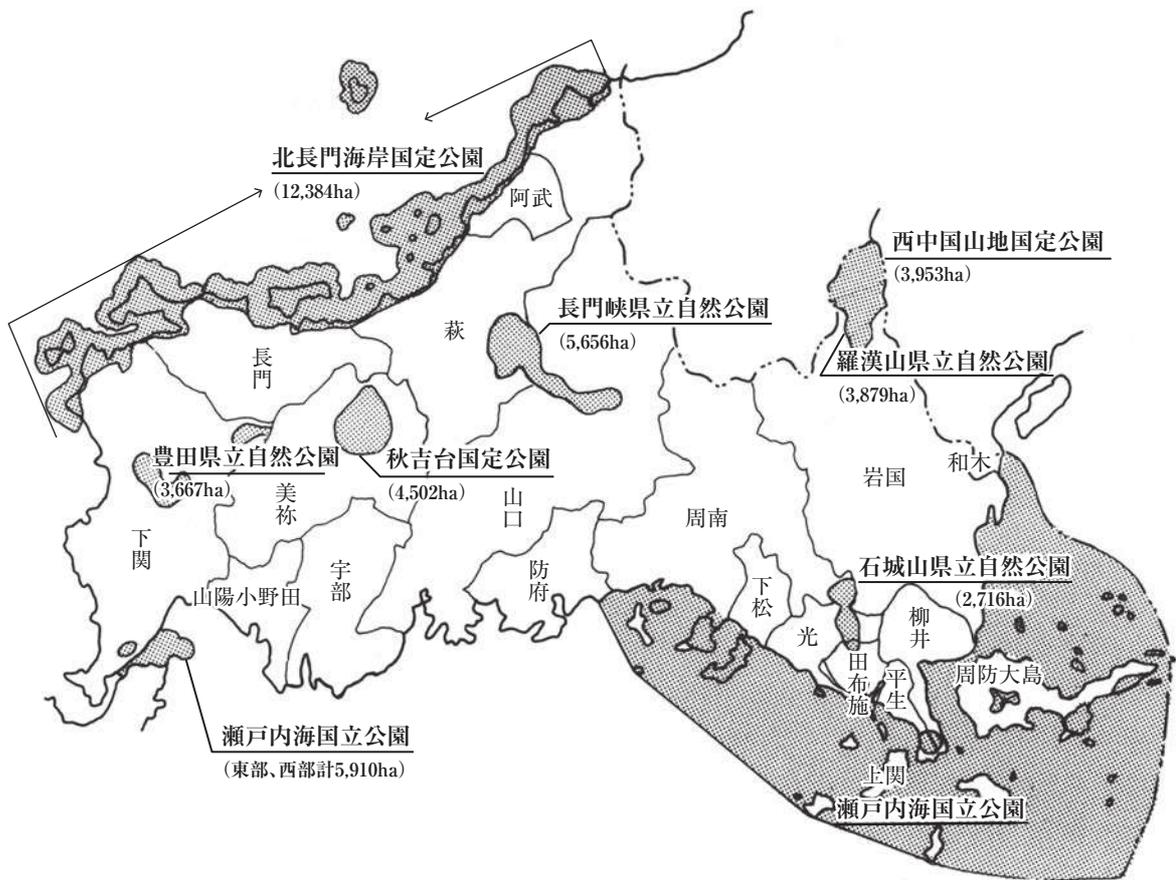
### 1. 優れた自然の保全・再生

#### (1) 自然の現況

優れた自然の景観や多様な生態系を有する良好な自然環境を保全し利用するため、瀬戸内海国立公園をはじめ、秋吉台、北長門海岸及び西中国山地の3か所の国定公園、羅漢山、石城山、長門峡及び豊田の4か所の県立自然公園が指定され、その総面積は42,667haで県土の約7%を占めている。(海域の普通地域及び海域公園地区(瀬戸内海国立公園(56.4ha)、北長門海岸国定公園(33ha)は除く)

図3-1 自然公園位置図

(H28.3月末現在)



いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

また、山口県自然環境保全条例に基づき、森林、湖沼、溪谷等の所在する地域のうち、良好な自然環境を形成している緑地の区域等を保全するため、10か所の緑地環境保全地域を指定するとともに、植物等で住民に親しまれているもの、学術的価値のあるものなどを自然記念物として、33か所指定している。

さらに自然の状態が保たれ、海水浴、潮干狩等で身近に親しまれている自然海浜の保存と適正利用を図るため、山口県自然海浜保全地区条例に基づき、8か所の自然海浜保全地区を指定している。



また、平成25年2月には、周防大島町地家室沖のニホンアワサング群生地が、瀬戸内海国立公園初の「海域公園地区」に指定され、平成9年9月に指定された北長門海岸国立公園の萩市須佐湾の海域公園地区とともに、海域の貴重な動植物や景観を維持・保全を図ることとしている。

## 2. 希少野生動植物の保護

多様で豊かな自然環境に恵まれている本県において、野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものである。

このため、県では、県内に生息・生育する野生動植物を対象に、絶滅危惧種を選定し、分布状況や生息状況を明らかにすることにより、野生動植物保護対策の基礎資料とする目的で、「レッドデータブックやまぐち」を刊行している。

また、県内に生息・生育する希少野生動植物の保護を円滑に推進するため、「山口県希少野生動植物保護条例」に基づき、平成18年3月に植物2種（キビヒトリシズカ、ホソバナコバイモ）を、指定希少野生動植物種に指定し、採取等を禁止している。



キビヒトリシズカ



ホソバナコバイモ

これら2種の植物については、保護増殖事業計画を策定・実施するとともに、指定希少野生動植物種保護員による巡視等の活動を行っている。

今後も、学識経験者で構成する「山口県希少野生動植物保護対策検討委員会」の委員等において調査等を行い、必要があれば、県民等の意見を踏まえ、新たに指定等を行うこととしている。

また、希少野生動植物の保護対策の推進に当たっては、幅広い県民との協働が不可欠なため、平成17年から保護に熱意を有する県民等を希少野生動植物種保護支援員として登録するとともに、情報提供や研修の実施等による活動支援を行っている。（平成28年3月末登録者数804人）

## 3. 野生鳥獣の保護・管理

### (1) 野生生物の現況

本県は、中央部を中国山地が走り、日本海、響灘、瀬戸内海と変化に富んだ海に開け、中国山地周辺の緑豊かな森林、多数の島や湾、砂浜や干潟など、多彩で豊かな自然に恵まれ、この自然環境の中で多くの野生生物が生息し、多様な生態系を形成している。

県内には、約2,800種の植物をはじめ、約50種のはほ乳類、渡り鳥を含めた約370種の鳥類、約30種の両生類・は虫類、約125種の淡水産魚類、約6,500種以上の昆虫類の野生生物の生息が確認されている。県内に生息する多種多様な野生生物は、近年の都市化や各種開発が進展する中で、生息環境が破壊されたり、乱獲による種の減少が進むなど、その生息に重大な影響を受けているが、一方では、シカ、イノシシなど特定の野生鳥獣による農林業への被害が深刻化し、その予防対策が強く求められている。

### (2) 野生鳥獣の保護

野生鳥獣は、自然を構成する大切な要素として自然生態系の維持に重要な役割を担うとともに、人間にとっても豊かな生活環境を形成する重要な要素である。

このため、第11次鳥獣保護管理事業計画（平成24年度から平成28年度までの5年間）に基づき、鳥獣の保護のための重要な

表3-1 鳥獣保護区等指定状況 (H28.3月末現在)

区 域	箇所数	面 積
鳥 獣 保 護 区	81	51,636ha
特 別 保 護 地 区	33	1,707
休 獵 区	16	27,617
特定猟具使用禁止区域(銃器)	62	81,279

地域について、鳥獣保護区や特別保護地区として指定するとともに、狩猟鳥獣の保護増殖を図るための休猟区の指定、あるいは、銃猟に相当でない場所を特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定している。

平成27年度は、鳥獣保護区8箇所（更新8箇所）、特別保護地区5箇所（再指定5箇所）を指定するとともに、休猟区3箇所、特定猟具使用禁止区域（銃器）2箇所（再指定2箇所）を指定している。

引き続き、第11次鳥獣保護管理事業計画に基づき、総合的な鳥獣保護施策を推進することとしている。

### (3) 特定鳥獣の保護・管理

本県に生息するイノシシは、狩猟資源としてはもとより、生態系を構成する要素として重要な役割を果たしている一方で、イノシシによる農林業被害は被害額全体の約半分を占めており、野生鳥獣の中で最も深刻な被害を及ぼしている。

ニホンジカは、県北西部に地域的に孤立・分布している本州最西端の地域個体群であり、生物多様性の維持や学術的価値の面からは保全の必要性もある一方で、近年、生息頭数の増加や生息域の拡大が顕著であり、農林業被害が深刻な問題となっている。

こうしたことから、平成24年3月にこれらの鳥獣の保護管理を適正に行うための「第3期特定鳥獣保護管理計画」（平成29年3月31日までの5年間：法改正に伴い、平成27年5月、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に変更）を策定したところであり、市町や猟友会と連携し、狩猟免許取得経費の助成や、銃猟免許新規取得者の実地訓練等への支援、優れた捕獲技術等を有する有害鳥獣捕獲マイスターの認定など捕獲の担い手の確保・育成を進めるとともに、イノシシの徹底捕獲や、シカについては、県が事業主体となった指定管理鳥獣捕獲等事業や近隣市町が連携した広域一斉捕獲など捕獲の強化に取り組んだところである。この結果、野生鳥獣による農林業被害額は平成27年度には約5億2千2百万円に減少している。

また、ツキノワグマは、絶滅のおそれのある西中国地域（島根県、広島県、山口県）の個体群の一部を構成し、西中国地域における生息頭数は、極めて少なく870頭程度と推定されており、他の地域個体群からも孤立しているため、保護を図っている。

なお、近年、生息数が増加し、漁業被害等が発生しているカワウについては、平成26年3月「特定鳥獣（カワウ）保護管理計画」（平成29年3月31日までの3年間：法改正に伴い、平成27年5月、第二種特定鳥獣管理計画に変更）を策定している。また、農業被害及び人的被害が顕在化しているニホンザルについては、平成28年3月「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、適正管理に努めている。

#### 【特定計画の概要】

##### ○第一種特定鳥獣保護計画

＜ツキノワグマ＞

計 画 区 域：山口県全域

目 標：人身被害や農林作物等の被害軽減を図るとともに、現在の個体数を維持する。

3県の除去頭数の上限目安値：78頭／年

## ○第二種特定鳥獣管理計画

## &lt;イノシシ&gt;

計 画 区 域：山口県全域

目 標：農林作物への被害額を管理目標とし、当面の管理目標として、被害額が過去最高となった平成22年度の3億7千万円の半分以下となるよう努める。

## &lt;ニホンジカ&gt;

計 画 区 域：山口県全域

目 標：管理目標（計画終期に16,000頭）を達成するため、捕獲目標頭数を5,200頭／年とする。

## &lt;カワウ&gt;

計 画 区 域：山口県全域

目 標：漁業等被害が問題化、顕在化しない状況にカワウ個体数を誘導するため、ねぐら、営巣地における5月の個体数を200羽以下とするとともに、ねぐら営巣地数を現状以下とするよう努める。

## &lt;ニホンザル&gt;

計 画 区 域：山口県全域

目 標：被害防除対策を強化するとともに、効果的な捕獲を行うことで、群れの農耕地・市街地への分布拡大を防止し、加害群の加害レベルを遡減させ、被害のないレベル0となるよう努める。

## コラム

## ニホンザルの適正管理について

ニホンザル（以下、サル）は、哺乳綱サル目オナガザル科に分類され、国内では古くから民話などにも登場する身近な動物としてもよく知られています。

サルの生息数は戦後の乱獲等により一時減少したのち増加に転じ、昭和53年から平成15年までの25年間に生息範囲は1.5倍に拡大、また、中山間地域や都市部への分布域の拡大に伴い、全国的に農業被害・人的被害等が顕在化しています。

山口県でも、有害鳥獣捕獲や防護柵の設置など、被害防除対策の強化に取り組んできましたが、依然として多くの被害が発生しています。

県では、生物多様性の確保や農林業の健全な発展等の観点から、サルの生息実態を踏まえ、個体群の長期的にわたる安定的な維持を図りつつ、生息数を抑制し、適正な生息範囲で管理するため平成28年3月に「第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画」を策定し、今年度から総合的な対策を行っています。



## 4. 豊かな森林づくりの推進

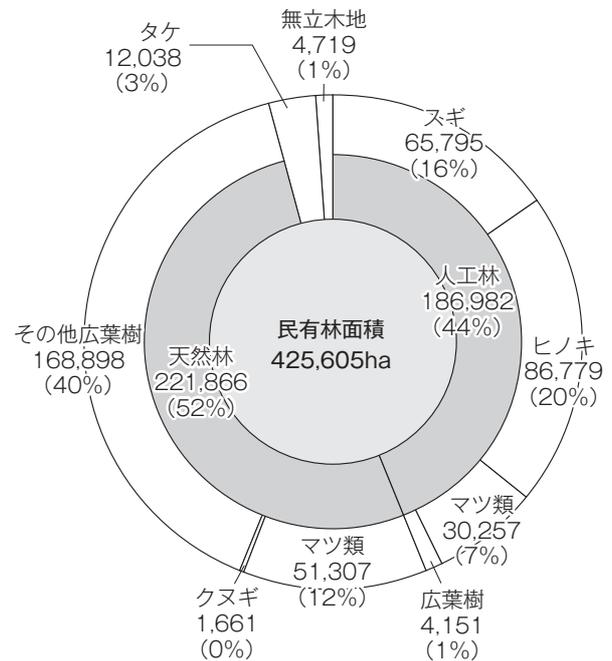
### (1) 森林の現況

森林は、二酸化炭素の吸収・固定源であり、再生産が可能な木材の生産を始め、水源かん養、山地災害防止、大気浄化や水質保全、保健休養の場の提供、野生生物の生息・生育等生物多様性の保全、自然景観の形成等の多面的な機能を有している。

本県の森林面積は437千haで、総土地面積611千haの72%を占め、自然環境や生活環境の保全を図る上で、大きな役割を果たしている。

森林の現況は、国有林を除く私有林が426千haで、このうち、植林により造成したスギ、ヒノキ等の人工林が187千ha(44%)、シイ、カシ類の広葉樹を主体とした天然林が222千ha(52%)、竹林や無立木地等が17千ha(4%)となっている。

図3-3 樹種別森林面積（私有林）



### (2) 森林の整備

中山間地域の過疎化や高齢化、担い手の減少、木材価格の長期低迷など、森林を守り育ててきた林業が厳しい経営環境にある中で、手入れの行き届かない森林が増加し、森林の持つ多面的な機能の発揮が危惧されている。

このため、県の豊かな森林を次世代に引き継ぐため、平成17年度から「やまぐち森林づくり県民税」を導入し、荒廃したスギ・ヒノキ人工林の再生や繁茂竹林の整備などを進めているところである。

また、針葉樹や広葉樹の人工林、整備が必要な天然林を対象に、間伐や造林、下刈、除伐、枝打等の整備を行う「造林事業」を積極的に実施し、豊かで多様な森林の形成に取り組んでおり、平成27年度は、スギやヒノキ等260haの造林と、3,853haの間伐を行っている。

さらに、防災や水源の保全などの観点から重要な機能を有している森林については、保安林等に指定し、「治山事業」により整備を進めるとともに、松くい虫被害のまん延を防ぐため、「松くい虫防除事業」にも取り組んでおり、平成27年度は、私有林の治山事業において431haを整備し、松くい虫防除事業において1,297㎡の駆除及び8haの予防を行っている。

本年度も引き続き、やまぐち森林づくり県民税を活用した事業の実施や、造林、治山などの各種事業を計画的に実施し、健全で多様な森林づくりに努めることとしている。

図3-4 保安林の種類別面積

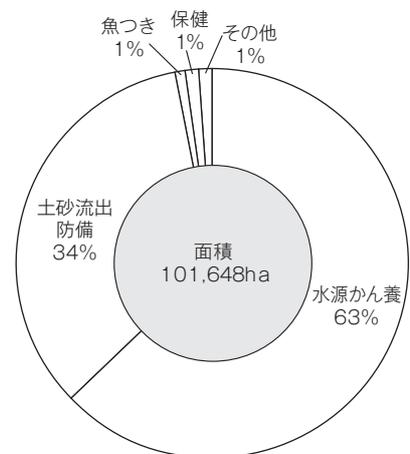


表3-2 平成27年度やまぐち森林づくり県民税関連事業実績

区分	事業内容	H27年度事業		5年間の整備目標
		計画	実績	
森林機能回復事業	荒廃したスギ・ヒノキ人工林に強度の間伐を実施し森林機能の回復を図る	400ha	402.97ha	2,000ha
繁茂竹林整備事業	繁茂した竹の全伐と再生竹の除去を行い自然林への回復を誘導する	(全伐) 70ha	77.56ha	350ha
		(再生竹の除去) 343.09ha	343.09ha	
地域が育む豊かな森林づくり推進事業	市町等が独自に取り組む多様できめ細かな森林整備を支援	19市町	19市町	-
H27年度事業費		(当初見込額) 397,876千円	(決算見込額) 389,029千円	

注) この他に周知啓発事業を実施。

## 5. 森・里・川・海を育む流域づくりの推進

### (1) やまぐちの豊かな流域づくりの推進

県では、上流の森林から、中流域の農地・市街地、下流域の干潟や海に至るまでの流域全体を捉え、平成15年3月、樫野川流域をモデルに「やまぐちの豊かな流域づくり構想」を策定し、流域に関わる全ての主体が協働・連携して、流域づくりを進め、『森・川・海を育み、また、森・川・海に生まれながら、ふるさとの川でつながる循環共生型社会を目指す』こととしている。

#### ア 流域全体

##### 地域通貨の取組支援

樫野川流域における連携等を進める一つの手法として、流域の住民、関係団体等からなる樫野川流域地域通貨・連携促進検討協議会が平成15年6月から地域通貨の導入に取り組み、地域通貨「フシノ」の発行及び活用を平成28年3月まで行っている。

これまでに、地域通貨「フシノ」関連の333の活動に、約34,000人が参加している。

#### イ 上流域（森づくり）

##### 県民参加型の源流の森づくりの実施

平成14年度から、山口市下小鯖千防地区の森林を活動拠点として、荒廃森林の整備や自然観察会等の森林ボランティア活動などを目的とした「宇津木の里」の活動が行われている。

この活動は、森林の整備を通じて地域の活性化、里山の再生等を図るとともに、樫野川水系の水資源確保に繋がることを期待されている。

#### ウ 中流域（川づくり）

##### 魚道の整備

樫野川は、治水・利水を目的とした堰や床止工等の横断工作物が数多く設置されており、魚や水生生物の遡上及び降下に対して少なからぬ影響を与えている。

また、樫野川以外の河川においても、昔に作られた護岸や堰には、生き物に配慮すべき改善箇所が多く存在する。

そこで、平成19年に学識者、漁協、県関係部局により「水辺の小わざ」の本を刊行し、小規模でありながらもその水辺にふさわしい効率的な改善策を様々な視点で工夫する、山口県独自の取り組みを行っている。

## エ 下流域（海づくり）

### 山口湾の干潟・藻場の再生

樫野川が注ぎ込む山口湾は、かつて宝の海といわれていたが、近年では、アサリや魚類が激減し、生息する鳥類も減少するなど、漁業や生態系の面からも好ましくない状況となっている。

そのため、平成15年度から産・学・官・民の連携による干潟の詳細調査や実証試験、モニタリング調査を行い、干潟再生手法の検討を行ってきた。その結果、実証試験区では干潟再生の指標としているアサリが漁獲サイズまで成長するなどの成果を得ている。

なお、平成24年度からは、企業の協賛を得て、山口湾の干潟耕耘や樫野川流域の自然体験学習会等を開催している。



干潟再生のための耕耘作業（山口市）

## (2) 水源かん養機能を発揮できる多様な森林整備

### ア 育成複層林等の整備

森林のもつ水資源のかん養機能を高度に発揮させるため、育成複層林の整備を推進し、平成17年度からは、やまぐち森林づくり県民税を活用し、荒廃した森林の機能回復を図るなど健全で多様な森林づくりに努めている。

平成27年度は、418haの育成複層林の整備を行っている。

### イ 自主的な森林づくり活動の促進

水源かん養機能の発揮に向けた森林整備の重要性や、企業の自主的な森林づくり活動を促進するため、県下5地区において、利水企業を中心とした県内の企業ボランティアによる枝打ちや、伐竹などの活動を支援し、平成27年度は75社、703名が参加している。

本年度も、引き続き県内企業へ広く参加を呼びかけ、活動の展開を図っていくこととしている。

## (3) 豊かな漁場の維持を図るための総合的な取組

### ア 広葉樹等の植樹活動の促進

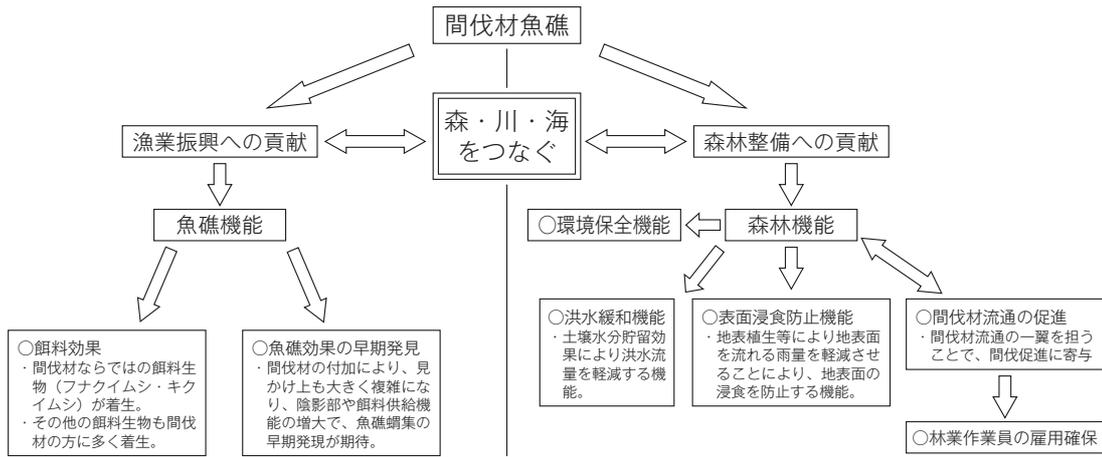
広葉樹植栽等の森林整備の促進は、豊かな漁場の維持・形成に繋がることから、林業関係者と漁業関係者が連携した森林づくり活動へ指導者の派遣などを行っている。

なお、平成27年度は、69haの広葉樹の造林を行っている。

### イ 間伐材を利用した漁場整備

「森、川、海」の連携を基本理念として、魚類の蛸集に効果の高い「間伐材魚礁」を開発し、漁場整備事業に積極的に活用することにより、漁業振興を図るとともに森林整備にも寄与することとしている。

図3-5 間伐材魚礁の概念図



ウ 藻場・干潟等の保全活動の促進

近年、漁業者の減少・高齢化により、適切な保全活動が困難となって、藻場・干潟の減少、機能低下が進行している。このため、干潟保全や藻場保全活動を行う活動組織を支援する事業（藻場・干潟保全活動支援事業、水産多面的機能発揮対策事業）を平成21年度から活用し、県内の保全活動を促進している。

第2節 生物多様性に配慮した社会経済活動の推進

開発事業等における配慮

(1) まちの緑地の整備

ア 都市公園等の整備

安定成熟した都市型社会における住民の価値観の多様化等に対応し、安全で快適かつ機能的な都市生活を確保するため、都市の緑を提供する場として、またスポーツやレクリエーション、文化活動さらに、災害時の避難などの多様なオープンスペースとして、都市公園を計画的に整備することが、重要な課題となっている。

県では、国の諸施策に基づき、計画的整備を進めた結果、昭和46年度末では3.0㎡であった都市計画区域内住民1人あたりの都市公園等面積は、平成27年度末には14.5㎡と拡大している。

今後は、更なる緑のオープンスペースの創出を目指して公園整備とともに、ユニバーサルデザインにも配慮した既存公園の質的向上を引き続き進める。

表3-3 県立都市公園整備事業の状況

(H28.3月末現在)

公園名	種別	場所	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
亀山公園	総合	山口市	11.7	7.9 (4.9)
維新百年記念公園	広域	山口市	67.0	43.5
山口きらら博記念公園	広域	山口市	130.3	80.6
片添ヶ浜海浜公園	広域	周防大島町	33.9	30.5
萩ウェルネスパーク	運動	萩市	18.6	18.6

注) ( ) 内は、市営公園での開設面積で内数

イ 道路緑地の整備

交通量の大幅な増大や急激な都市化は、緑を減少させ、自然環境はもとより、生活環境も悪化

いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

させている。緑を取り戻す方策として、市街地幹線道路には植樹帯を設け、歩道には植樹を施し、道路を含めた生活環境の改善を図っている。

今後も、道路緑地空間の適切な管理により、美しく親しみとうるおいのある道路景観を創造することとしている。

平成27年度の道路緑地の整備状況は、延長285.5kmである。

## ウ 緑地協定制度等の活用

近年、都市への人口や諸機能の集中により、やすらぎやうるおい、自然とのふれあいなど心の豊かさを求める住民ニーズが高まっており、都市における緑とオープンスペースの整備・管理が重要な課題となっている。

緑地協定は、市民が主体的に、地域における緑豊かな生活環境を創るために、緑化又は緑地に関する事項について定めるものとして、都市緑地法に基づいて設けられた制度である。県では、この制度により、平成26年度末時点で、下関市（0.2ha）、山口市（34.2ha）、防府市（2.1ha）、岩国市（0.8ha）、周南市（12.0ha）及び山陽小野田市（1.8ha）において、市が緑地協定を認可しており、緑化の推進、緑地の保全を図っている。

### (2) ふるさとの緑の保全

風致地区は、樹林地、溪谷、水辺、池等を主体とする自然的要素に富んだ土地を対象として定められており、現在、下関市、宇部市、山口市、岩国市及び山陽小野田市において、21地区が指定されている。

また、特別緑地保全地区は、都市計画区域内における良好な自然環境を有する緑地において、建築行為など一定の行為を制限することにより、その環境を保全することを目的として定める地区であり、現在、宇部市において1地区が指定されている。

今後とも、必要に応じて風致地区、特別緑地保全地区等の指定により、身近なふるさとの緑を保全するとともに、里山の雑木林や鎮守の森などを、地域ぐるみの参加によって保全、整備し、良好な都市環境の整備を図ることとしている。

### (3) 農用地等の保全と活用

農村の自然環境を保全するためには、農地・農業用水等の地域資源を適切に保全管理する必要がある。

このため、遊休農地の保全管理、生態系及び水質保全、景観形成等の活動さらに環境負荷低減に向けた営農の実施により、農用地等の保全と活用に努める。

### (4) 河川等水辺（海辺）環境の保全と活用

#### ア 河川環境の整備

##### (ア) 河川

多くの人々が親しめ、やすらぎとうるおいを与えてくれる河川を保全し、さらにより良いものにするために、河川環境の保全と利用に関わる施策を総合的かつ計画的に実施するため「河川環境管理基本計画」を策定しており、これまでに、錦川水系、島田川水系、樫野川水系、厚狭川水系、深川川水系、宇部・美祢地域、萩・阿東地域、柳井地域、下関・豊田地域、周南南部地域、大島・岩国地域について策定して



一の坂川（山口市）

いる。

また、河川の改修にあたっては、魚や昆虫が住みやすいように瀬や淵を残し、併せて自然石や自然の川岸を活かし、美しい自然環境を保全あるいは創出する「多自然川づくり」を広く取り入れ、県民に親しまれ、子供達が身近に感じるような河川整備を進めている。

#### (イ) ダム

近年、自然環境、レクリエーション等に対する県民の要望が高まる中で、ダム、ダム湖及びその周辺地域は、水と緑のオープンスペースとして、その利活用の推進、自然環境の保全等に努めている。

#### (ウ) 溪流

県内には、これまで幾度となく土石流災害が発生し、地域住民に脅威を与えてきた溪流が多数存在するため、土石流対策施設の整備を促進する必要がある。

一方、これらの溪流には、景観や生態系等自然環境が優れているものも多く存在し、人々の憩いの場ともなっている。

このため、県では県内を11水系・地域に区分して、自然環境・景観及び溪流の利用に配慮した「溪流環境整備計画」を策定し、環境に配慮した適切な砂防事業を実施している。

### イ 港湾や漁港等の整備

#### (ア) 港湾、海岸

経済社会の発展に伴い、生活環境を向上し、豊かさを実感できる社会を創造するための基盤整備が強く求められている。港湾においては、住民に親しまれるうるおい豊かな生活空間の創造を目指し、公園や広場、遊歩道、散策や釣りなどのできる親水護岸など快適なウォーターフロントを形成する核として、港湾緑地等を整備している。

平成27年度までに、徳山下松港など9箇所では港湾緑地の整備を行っている。

また、海岸においても、自然景観等に配慮しながら整備することとしている。

#### (イ) 漁港、海岸

漁港地域においては、環境向上に必要な施設を整備するとともに、景観の保持、美化を図り、快適で潤いのある漁港の環境をつくることを目的として、これまで漁港環境整備事業及び漁港海岸環境整備事業を47地区において実施してきている。

#### (5) ふるさとの川づくり

治水施設の整備と水辺空間の整備をまちづくりの中で一体的に実施していくことで、水災害による被害の軽減と地域の生活環境の向上を目的として、ふるさとの川整備事業を実施している。

#### (6) ため池や農業用水路の整備・活用

本県には、約10,000か所（全国第5位）のため池があり、これらのため池を保全するためには、施設の適切な維持管理が必要である。

また、ため池や農業用水路は、多様な生態系を育んでいると共に自然環境とのふれあいの場としての機能を有している。これらの整備にあたっては地域住民や有識者の意見を反映させつつ、自然環境に配慮した、バランスのとれた整備に努めている。

## 第3節 行動できる人財の養成と多様な主体の取組の促進

### 1. 県土緑化推進運動の展開

森林や都市公園などの身近な緑は、人々の生活に安らぎと潤いを与え快適で住みやすい環境づくりに欠かせないものである。

このため、市町及び関係団体等と緊密な連携を図りながら、県民総参加による県土緑化推進運動を進めていくこととしており、植樹活動や、公共・公益施設・学校への緑化木の配布、緑化関係コンクールなど、緑化の重要性を広く県民に普及啓発するための取組を展開している。

### 2. 自然と人とのふれあいの確保

#### (1) 自然保護思想の普及啓発

自然を守り、次世代に伝えていくためには、県民一人ひとりが自然のすばらしさを体験し、自然の大切さを理解することが重要である。このため、愛鳥モデル校の指定や愛鳥週間ポスターの募集・表彰、探鳥会、山口県緑の少年隊等交歓大会の開催など、様々な機会を活用し、多様な自然との出会いやふれあい活動、自然が持つ働きの学習を進めている。また、県内で自然保護活動を行っている団体や個人が設立した「やまぐち自然共生ネットワーク」によるリレーミーティングの実施や、自然とふれあう行事等をホームページで紹介するなど、自然保護思想の普及啓発に努めている。今後も、自然保護活動団体等と連携し、これまで継続してきた活動等の積極的な展開を図り、自然保護思想のさらなる普及啓発に努めていく。

#### (2) ふれあいの場や機会の充実

##### 自然公園等の整備

自然公園の優れた風景や中国自然歩道沿線の豊かな自然環境等を広く県民が快適に利用できるよう、自然公園施設整備計画に基づき、自然公園施設や県内延長402kmの中国自然歩道の整備を行うとともに、その利用促進に努めている。

表3-4 自然公園施設整備状況及び計画

公園名等	施設名	所在地	内容	整備年度
西中国山地国定公園	寂地峡野営場	岩国市	防護柵、テントサイト等改修	H27
北長門海岸国定公園	ホルンフェルス歩道	萩市	防護柵等改修	H27
秋吉台国定公園	秋吉台エコミュージアム	美祿市	木製外壁、手摺改修	H28
北長門海岸国定公園	土井ヶ浜歩道	下関市	防護柵等改修	H28

表3-5 山口県自然公園等利用者数

(単位：千人)

公園名	H22	H23	H24	H25	H26
瀬戸内海国立公園	1,354	1,264	1,268	1,362	1,309
国立公園小計	1,354	1,264	1,268	1,362	1,309
西中国山地国定公園	55	48	47	45	45
北長門海岸国定公園	2,160	2,140	1,111	1,044	943
秋吉台国定公園	1,184	1,124	2,034	2,054	2,195
国定公園小計	3,399	3,312	3,192	3,143	3,183
羅漢山県立自然公園	49	46	44	42	38
石城山県立自然公園	121	118	153	144	133
長門峡県立自然公園	502	499	453	441	505
豊田県立自然公園	70	67	68	63	70
県立自然公園小計	742	730	718	690	746
合計	5,495	5,306	5,178	5,195	5,238

(3) 生活環境保全林の整備

自然とのふれあい、余暇活動や教育活動等保健、文化、教育活動の場として森林を活用するため、自然林の造成、改良、遊歩道及び車道の整備等を行っており、平成21年度までに29箇所実施している。

(4) 自然体験活動等の充実

青少年が自己を見つめ生きていくことの厳しさを学びとり、心豊かな人間性を培うため、自然と人とのふれあいを通じた自然体験活動を総合的に展開している。

特に、次のプログラムでは、子どもたちが自然環境の中で、互いに励まし合い、協力し合う長期間にわたるキャンプ生活を通じ、環境問題への意識の芽生えや、自他への信頼や思いやりなど、たくましく生きていくうえで大切なことを学ぶことができるようにしている。

プログラム名		対象者	日程
心の冒険・サマースクール	チャレンジプログラム	小学5・6年生	8泊9日
	クエストプログラム	中学1～高校3年生	8泊9日
	ジョブプログラム	小学5・6年生	
	in周防大島		1泊2日
	in長門		1泊2日

このほか、野外教育活動指導者のための研修会、県内青少年教育施設の特性を活用した事業を開催するなど、人と自然とのふれあいの機会の充実を図っている。